

狛江市長 松原俊雄 殿

2020年11月9日

市民センターを考える市民の会

代表 立川節子

「基本方針」と広報こまへの掲載記事への抗議

「広報こまへ」11月1日号（1305号）1面「市民センターを改修し、新図書を新たに整備します」という記事で、「狛江市民センター改修等基本方針」（以下、「基本方針」）が決定事項として市民に提示されたことについて、狛江市と協議を重ねてきた市民センターを考える市民の会（以下「市民の会」）としては受け入れ難く思いました。市民の会は以下の理由で、この記事に抗議し「基本方針」の再考を求めます。

1. 市と市民の丁寧な対話が足りません。

「基本方針」に関しては、市民説明会（9月17日、9月19日に3回開催）で参加した多くの市民から意見が出され、再検討への要望が多かったと記憶しています。市民説明会の目的が、市と市民との意見交換によって理解を得ることだとすれば、今回のように多くの疑問や見直しの要望が説明会で出された場合には、より一層丁寧な対話が必要だと考えます。その過程を経ずに一方的に決定していくのは、強引といわざるを得ません。

市の財政状況については、社会保障費の急増により財政が悪化すると説明していました。しかし10年前より財政状況が改善しており、まだまだ再考の余地は残されています。また、「基本方針」で提案された図書館の分散案（の類似案）は、市民アンケートでは7案中5位となっており、民意を反映するためには更なる工夫が必要です。

2. 関係各所の委員・職員の意見交換が不十分です。

第2回公民館運営審議会（令和2年度8月31日開催）や第2回狛江市立図書館協議会（令和2年10月1日）においては、「基本方針」について委員からの反対意見が提示されており、内容を見直す必要を感じます。

また公民館、図書館、市民活動支援センターの職員の意見は反映されているのでしょうか。庁議記録を見ても確認できません。8月4日の庁議では「基本方針」が提示され継続審議、8月18日の庁議では審議終了になっています。現場の意見を尊重した審議及びその経過の見える化を求めます。

3. 市民協働の立場に立った判断を求めます。

「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」の付則では「市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップ」をうたっています。『日本一やさしいまち・狛江』を目指すためにもこの「基本方針」の再考を含め、市民との丁寧な対話をお願いいたします。

以上